

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 競争参加者に必要な資格

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号に掲げる者で、一般競争入札又は指名競争入札に参加することを停止されている者でないこと。
- (3) 契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 一般競争入札又は指名競争入札参加資格者の資格審査において、別記2に記載の参加資格に該当する者。

3 入札及び開札

- (1) 競争参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し、承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記5に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争参加者又はその代理人は、別紙様式3による入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、別記3の(1)のとおり。
- (5) 競争参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式3による入札書を提出しなければならない。
 - ア 委託に付される調達業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及

び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。
以下同じ）

- エ 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
 - (7) 競争参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
 - (8) 競争参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
 - (9) 競争参加者又はその代理人が協定し又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し又はこれを廃止することがある。
 - (10) 競争参加者又はその代理人の入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (11) 競争参加者又はその代理人は、委託料の支払方法、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して、入札金額を見積るものとする。
 - (12) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められること（指名されていること）を条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき（指名されなかったとき）は、当該入札書は落札決定の対象としない。
 - (13) 開札の日時及び開札の場所は、別記3の(2)のとおり。
 - (14) 入札回数は、3回を限度とする。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は3回を限度として行う。
 - (15) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - (16) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(15)の立会い職員以外の者は、入場することができない。
 - (17) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
 - (18) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状を、提出しなければならない。
- 競争参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、確認通知書の写し及び

委任状を入札書と同時に提出しなければならない。

- (19) 競争参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできない。
- (20) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (21) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人になることができない。
- (22) 開札をした場合において、競争参加者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、競争参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては、別に定める日時において入札をする。

4 入札保証金

- (1) 競争参加者又はその代理人は、入札公告に規定する入札保証金については、入札書の提出期限までに、別記6の場所に入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札しようとする見積額（消費税込み）の100分の5以上とする。

なお、入札保証金について免除要件に該当するか否かは、別紙様式1を用いて審査されること。この審査において、財務規則第127条各号に該当すると認められた場合は、入札保証金の納付を免除する。

- (2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債権金額
イ	特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)第1項に規定する法人の発行する債権	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる金額)
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 競争参加者又はその代理人は、現金で納付する場合は添付の納付書により金融機関から納付し、領収印が押印された納付書を提出しなければならない。
- (4) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して提出しなければならない。
- (5) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (6) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは、小切手及び金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (7) 競争参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは当該保証書を添付して提出しなければならない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出しなければならない。
- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取り交わした後に、これを還付するものとする。(上記(3)の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度日数を要すること。)
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。

5 無効の入札書

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争入札の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (4) 入札人が協定して入札した入札書
- (5) 調達業務名及び入札金額のない入札書
- (6) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (10) 前記4の(1)の額に達しない場合の当該入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代ってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとする。
- (6) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、4の(2)の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方が決定したときから起算して5日以内に契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まずその者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しな

いものとする。

9 契約条件

別添 業務委託契約書（案）のとおり。

10 入札者に求められる義務

競争参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた調達業務に係る経済上の要件及び技術仕様・適合性の説明並びに必要な説明資料について、指定の期日までに提出し審査を受けること。

なお、不備事項については開札日の前日までに、競争参加者の負担において完全な説明をしなければならないこと。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の問い合わせ先並びに資格審査申請書の提出先

（郵便番号） 380-8570

（所在地） 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2

（機関名） 長野県企画振興部交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室

（電話番号） 026-235-7019

12 その他必要な事項

- (1) 入札に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地は、別記4のとおり。
- (2) 競争参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関する問い合わせ先は、別記5のとおり。

別 記

1 競争入札に付する事項

(1) 調達業務名

平成 31 年度 県単 松本空港施設機能強化に係る概略検討委託業務

(2) 調達業務の内容

別添「平成 31 年度 県単 松本空港施設機能強化に係る概略検討委託業務 仕様書」のとおり

(3) 調達業務の履行期間

契約日から 平成 31 年 10 月 25 日まで

(4) 調達契約に係る入札公告の日付

平成 31 年 3 月 26 日

2 競争入札参加に必要な資格

港湾及び空港について長野県建設コンサルタント入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者。

ア 管理技術者として次の技術者のいずれかを配置できること。

(ア) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による建設部門（港湾及び空港）に合格した技術士

(イ) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 3 条第 1 号のロの規定により認定を受けた建設部門（港湾及び空港）に係る認定技術管理者

(ウ) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の港湾及び空港部門に係るシビルコンサルティングマネージャの登録を受けている者

イ 照査技術者（管理技術者と兼務不可）としてアの（ア）～（ウ）までに定める技術者のいずれかを配置できること。

ウ 公共機関等から発注された空港施設の概略検討業務を元請けし、平成 16 年 4 月 1 日から公告日の前日までに完了した実績を有する者である

こと。ただし、過去 5 年間に管理技術者として当該業務の管理及び統括等を行った経験を有する者を、管理技術者として配置できる場合には当該（会社の）実績を要しない。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所

（所在地） 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県庁 西庁舎 202 号会議室

（機関名） 長野県企画振興部交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室

(2) 入札及び開札の日時及び場所

(入開札日時) 平成 31 年 4 月 5 日 (金) 午後 2 時

(入開札場所) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県庁 西庁舎 202 号会議室

(3) 入札に参加できる者であることを証明する書面の提出場所

(郵便番号) 380-8570

(所在地) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

(機関名) 長野県企画振興部交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室

4 入札に関する事務を担当する部等の名称及び所在地

(担当課) 長野県企画振興部交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室

(郵便番号) 380-8570

(所在地) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

5 本調達に関する問い合わせ先

(担当課) 長野県企画振興部交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室

(郵便番号) 380-8570

(所在地) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

6 入札保証金の納付証拠書等提出先

(担当課) 長野県企画振興部交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室

(郵便番号) 380-8570

(所在地) 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2